

杵藤地区広域市町村圏組合 障がい者活躍推進計画

機関名	杵藤地区広域市町村圏組合
任命権者	管理者 小松 政
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
課題	<p>平成30年度にH29年度及びH30年度の障害者任免状況通報の内容について、再点検を実施。</p> <p>法定雇用率H29年度未達成、H30年度達成、H31年度未達成。 除外職員を除く職員のうち75%（令和元年6月時点、60人中45人）は、構成市町からの派遣職員が占めている。</p> <p>中途障がい者として身体障がい者となった職員が若干名在籍することもあったが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じておらず、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p> <p>プロパー職員の採用については、構成市町との協議を行っていく必要がある、これまで、障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>令和3年6月1日時点 2.6%</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 0.00%</p> <p>評価方法：毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。（令和元年9月4日選任済み） ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行い職員への周知を図る。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、所属長会等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○職員に対し佐賀労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新規採用をする際は面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談において、障がい者である職員に対して必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。</p> <p>○募集・採用に当たっては以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること ・自力で通勤できることといった条件を設定すること ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。